

佐賀県人事委員会訓令第1号

事務局

佐賀県人事委員会事務局処務規程（昭和62年佐賀県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 伊藤 正

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後												
<p>(文書の管理)</p> <p>第13条 人事委員会の文書の管理については、<u>佐賀県文書規程</u>（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の規定（同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。）及び佐賀県電子メール取扱規程（平成25年佐賀県訓令甲第10号）の規定の例による。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="232 759 1102 1251"> <tr> <td>1～5 略</td> </tr> <tr> <td><u>6～10</u> 略</td> </tr> <tr> <td>11～42 略</td> </tr> <tr> <td><u>43</u> 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）別表第1の規模の大きい学校等で人事委員会が定めるもののうち、教育委員会が指定した学校に係る報告の受理に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>44～50</u> 略</td> </tr> </table>	1～5 略	<u>6～10</u> 略	11～42 略	<u>43</u> 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）別表第1の規模の大きい学校等で人事委員会が定めるもののうち、教育委員会が指定した学校に係る報告の受理に関すること。	<u>44～50</u> 略	<p>(文書の管理)</p> <p>第13条 人事委員会の文書の管理については、<u>佐賀県文書管理規程</u>（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の規定（同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。）及び佐賀県電子メール取扱規程（平成25年佐賀県訓令甲第10号）の規定の例による。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1155 759 2024 1251"> <tr> <td>1～5 略</td> </tr> <tr> <td><u>6</u> 措置要求規則第2条の4第2項の規定による主任代理人の指定及び変更の届出の処理に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>7～11</u> 略</td> </tr> <tr> <td><u>12</u> 審査請求規則第3条の3第2項の規定による主任代理人の指定及び変更の届出の処理に関すること。</td> </tr> <tr> <td>13～44 略</td> </tr> <tr> <td><u>45</u> 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）別表第1の特に規模の大きい学校又は規模の大きい学校等で人事委員会が定めるもののうち、教育委員会が指定した学校に係る報告の受理に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>46～52</u> 略</td> </tr> </table>	1～5 略	<u>6</u> 措置要求規則第2条の4第2項の規定による主任代理人の指定及び変更の届出の処理に関すること。	<u>7～11</u> 略	<u>12</u> 審査請求規則第3条の3第2項の規定による主任代理人の指定及び変更の届出の処理に関すること。	13～44 略	<u>45</u> 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）別表第1の特に規模の大きい学校又は規模の大きい学校等で人事委員会が定めるもののうち、教育委員会が指定した学校に係る報告の受理に関すること。	<u>46～52</u> 略
1～5 略													
<u>6～10</u> 略													
11～42 略													
<u>43</u> 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）別表第1の規模の大きい学校等で人事委員会が定めるもののうち、教育委員会が指定した学校に係る報告の受理に関すること。													
<u>44～50</u> 略													
1～5 略													
<u>6</u> 措置要求規則第2条の4第2項の規定による主任代理人の指定及び変更の届出の処理に関すること。													
<u>7～11</u> 略													
<u>12</u> 審査請求規則第3条の3第2項の規定による主任代理人の指定及び変更の届出の処理に関すること。													
13～44 略													
<u>45</u> 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）別表第1の特に規模の大きい学校又は規模の大きい学校等で人事委員会が定めるもののうち、教育委員会が指定した学校に係る報告の受理に関すること。													
<u>46～52</u> 略													

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。